第八十七条第一項中「得喪」を「得喪の年月日、住所、所属機関の名称」に、「標準報酬」を「標準報酬の月額」に改め、同条第二項中「第三十八条第二項」を「第五十五条第一項第二号」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2　組合は、第二号厚生年金被保険者（厚生年金保険法第二条の五第一項第二号に規定する第二号厚生年金被保険者をいう。以下同じ。）又は同法附則第四条の三第一項の規定による被保険者（以下「第二号厚生年金被保険者等」という。）については、前項の組合員原票に、当該第二号厚生年金被保険者等の資格の取得及び喪失の年月日、同法第二十条第一項に規定する標準報酬月額（以下「厚生年金保険の標準報酬月額」という。）及び同法第二十四条の四第一項に規定する標準賞与額（以下「厚生年金保険の標準賞与額」という。）、当該厚生年金保険の標準賞与額の決定の基礎となつた賞与（同法第三条第一項第四号に規定する賞与をいう。第八十七条の四において同じ。）の支払年月、基礎年金番号（国民年金法第十四条に規定する基礎年金番号をいう。以下同じ。）並びに第二号厚生年金被保険者等の種別その他所要の事項を併せて記載して整理しなければならない。ただし、これらの事項と前項に規定する事項のうち共通する事項については、一の記載をもつて足りるものとする。

3　組合は、第一項の組合員原票に被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号。以下「平成二十四年一元化法」という。）附則第七条第一項の規定により第二号厚生年金被保険者とみなされた期間に係る前項の規定により組合員原票に記載することとされた事項と併せて記載して整理しなければならない。

第八十七条の二第一項中「長期組合員となつた者は」を「長期組合員（法の長期給付に関する規定の適用を受ける組合員をいう。以下同じ。）となつた者は」に改め、「（国民年金法第十四条に規定する基礎年金番号をいう。以下同じ。）」を削り、「被扶養者の要件を備える配偶者」を「被扶養配偶者（当該長期組合員の配偶者として国民年金法第七条第一項第三号に該当するものをいう。次項において同じ。）」に、「当該配偶者」を「当該被扶養配偶者」に改め、同条第三項中「被扶養者の要件を備える配偶者」及び「被扶養者である配偶者」を「被扶養配偶者」に改め、同条第四項ただし書を削り、同項第二号中「所属機関の名称」に改め、同項第三号中「取得した年月日」の下に「（退職又は死亡に際し、厚生年金保険給付又は退職等年金給付の請求を行わない場合に限る。）」を加え、同条第五項第一号中「組合員期間」の下に「及び第二号厚生年金被保険者等である期間」を加え、同項第二号中「第十一条の十第一項各号」を「第二十一条の二第一項各号」に改め、同条第六項中「、同項ただし書中「退職又は死亡」とあるのは「死亡」と」を削り、同条第七項中「施行法第三十条第一項に規定する地方の長期組合員」を「地方公務員等共済組合法第七十四条に規定する退職等年金給付に関する規定の適用を受ける地方の組合の組合員」に、「、次条第三項及び第百十四条の三十二の十六第二項」を「及び第八十七条の三第三項」に、「同じ。」であつた者で長期組合員となつたもの（引き続き長期組合員となつたものを除く。）又は地方公務員等共済組合法」を「同じ。」若しくは地方の長期組合員であつた者で長期組合員となつたもの又は厚生年金保険法第七十八条の六第三項の規定により同法第二条の五第一項第三号に規定する第三号厚生年金被保険者（以下「第三号厚生年金被保険者」という。）であつたものとみなされた期間を有する者（同号に規定する第三号厚生年金被保険者期間（以下「第三号厚生年金被保険者期間」という。）を有する者を除く。）若しくは同法第七十八条の十四第四項の規定により特定期間に係る第三号厚生年金被保険者期間であつたものとみなされた期間を有する者（第三号厚生年金被保険者期間を有する者を除く。）で長期組合員となつたもの若しくは平成二十四年一元化法第三条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法（以下この項において「改正前の地共済法」という。）」に、「同法」を「改正前の地共済法」に、「所属機関」を「所属機関の名称」に改める。

第八十七条の二の次に次の二条を加える。

（第二号厚生年金被保険者の資格取得届等）

第八十七条の二の二　長期組合員となつた者（七十歳以上の者を除く。）が前条第一項に規定する長期組合員資格取得届の届出を行つた場合には、第二号厚生年金被保険者の資格取得の届出があつたものとみなす。

2　第二号厚生年金被保険者が前条第三項第一号の書類の提出を行つた場合には、第二号厚生年金被保険者に係る同様の届出があつたものとみなす。

3　第二号厚生年金被保険者が前条第四項（同条第六項において読み替えて準用する場合を含む。）に規定する退職届又は死亡届の届出を行つた場合には、第二号厚生年金被保険者の資格喪失の届出があつたものとみなす。ただし、当該第二号厚生年金被保険者が厚生年金保険法第十四条第五号に該当するに至つたときは、この限りでない。

4　第二号厚生年金被保険者が厚生年金保険法第十四条第五号に該当することにより第二号厚生年金被保険者の資格を喪失した場合には、当該第二号厚生年金被保険者であつた者は、次の各号に掲げる事項を組合が証明した書類を連合会に提出しなければならない。

一　当該第二号厚生年金被保険者であつた者の氏名、生年月日及び住所

二　当該第二号厚生年金被保険者であつた者の基礎年金番号

三　資格喪失時の所属機関の名称

四　第二号厚生年金被保険者の資格を喪失した年月日

五　その他必要な事項

（高齢任意加入被保険者の資格取得の申出等）

第八十七条の二の三　厚生年金保険法附則第四条の三第一項の規定による被保険者（第二号厚生年金被保険者に限る。以下「高齢任意加入被保険者」という。以下同じ。）の資格取得の申出、届出その他の行為については、厚生年金保険法施行規則（昭和二十九年厚生省令第三十七号）第五条の二及び第五条の三（同規則第五条の二第一項第二号、第三号、第六号及び第七号、第二項第二号、第四号及び第七号、第三項並びに第五条の三第一項第二号及び第三号並びに第二項を除く。）に定めるところによるものとする。この場合において、同規則第五条の二第一項及び第五条の三第一項中「第一号厚生年金被保険者」とあるのは「第二号厚生年金被保険者」と、「機構」とあるのは「組合」とするほか、次の表の上欄に掲げる同規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第五条の二第一項第一号	及び住所	住所、氏名及び基礎年金番号
第五条の二第一項第五号	事業所	所属機関
	名称、所在地及び事業の種類又は船舶所有者（第一号厚生年金被保険者に係るものに限る。以下同じ。）の氏名及び住所（船舶所有者が法人であるときは、名称及び主たる事務所の所在地（仮住所があるときは、仮住所地）とする。以下同じ。）	名称
第五条の二第二項第三号	共済組合の	当該共済組合
	、当該共済組合	それぞれ国民年金法施行規則
	国民年金法施行規則	、住所及び氏名
第五条の三第一項第一号	及び住所	名称
第五条の三第一項第五号	事業所	所属機関
	名称及び所在地又は船舶所有者の氏名及び住所	名称